

異議申立書

平成23年12月5日

名古屋高等裁判所金沢支部 殿

名古屋高等検察庁金沢支部
検察官検事 北岡英男

請求人前川彰司に対する殺人事件における同人及び前川禮三からの再審の請求につき、平成23年11月30日名古屋高等裁判所金沢支部第2部が再審を開始する旨の決定をし、同決定謄本は、同日検察官に送達されたので、同決定に対し、下記理由により異議を申し立てる。

記

申立の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 本件再審請求を棄却する。
との決定を求める。

申立の理由

別紙記載のとおり

目次

第1 原決定の要旨

- 1 確定判決を基礎付ける証拠の構造及び確定判決が請求人を犯人と認定した根拠
- 2 新証拠第1ないし第3類型により，確定判決が請求人を犯人と認定した根拠とされたA男ら関係者の供述の信用性が揺らいだこと
- 3 新旧証拠を総合すると請求人が本件の犯人であるとする証拠はないと認められること

第2 請求人提出証拠の新規性に関する原決定の判断の誤り

- 1 原決定の判断の要旨
- 2 原決定の判断の誤り
 - (1) 原決定には法令解釈の誤りがあること
 - (2) 原決定が高裁判例に反すること

第3 原決定が，新証拠第1ないし第3類型により，A男証言等の信用性に動揺を来したとする判断の誤り

- 1 A男証言等の旧証拠がそれ自体十分信用でき，請求人が本件の犯人であることを優に認定しうるものであること
- 2 新証拠第1類型（創傷鑑定関係）について
 - (1) 原決定が新証拠第1類型に明白性を認めた理由の要旨
 - (2) 原決定の判断の誤り
- 3 新証拠第2類型（ルミノール反応鑑定）について
 - (1) 原決定が新証拠第2類型に明白性を認めた理由の要旨
 - (2) 原決定の判断の誤り
- 4 新証拠第3類型（犯人・犯行像鑑定）について
 - (1) 原決定が新証拠第3類型に明白性を認めた理由の要旨
 - (2) 原決定の判断の誤り
 - ① 犯行現場から請求人の指紋等が採取されなかった事実をもって冷静かつ計算された犯行と決めつけた点について

② 第3刃器の使用を前提として、本件犯行が冷静な判断力に基づいて行われたと決めつけた点について

③ 本件犯行が高度の思考能力を一貫して維持した犯行と決めつけた点について

(3) 小括

第4 新旧証拠総合評価により請求人が本件犯人であると認めるには合理的な疑いが生じているとする判断の誤り

1 原決定の判断の要旨

2 原決定の判断の誤り

(1) 請求人に本件犯行の実行の機会があったことを認めながら、請求人が現実に被害者方に立ち入った人物とはいえないとした点について

① 犯行場所・犯行時刻との一致

② 被害者と請求人に接点が存すること

③ 請求人が犯行を告白したA男、B男等への言動

④ 自己が犯人でなければ説明がつかないC男に対する言動

⑤ 請求人の身体、衣類等への血痕付着

(2) 新旧総合評価における原決定の認定手法について

(3) 血痕の未検出を理由に目撃供述の信用性を否定した点について

(4) 血痕が付着している請求人の姿を人前にさらしたのが不自然であるとする点について

(5) 請求人が本件事件発生後にC男に対して行った言動を、犯行を告白したものとは評価できないとした点について

(6) 毛髪鑑定について新たな判断をした点について

(7) 小括

第5 結語

第1 原決定の要旨

- 1 確定判決を基礎付ける証拠の構造及び確定判決が請求人（凡例及び略語については、原決定別紙1に従う。）を犯人と認定した根拠

原決定は、確定判決の証拠構造について

「本件事件が請求人の犯行であることを直接示す物的証拠がなく、目撃供述も得られていない結果、請求人が犯人であるとする検察官の立証は、請求人から本件事件を行った事実を告げられるとともに、請求人を匿った際、請求人の身体、衣服等に血液が付着しているのを見たというA男の供述及び本件事件発生時刻ころに被害者方付近まで請求人を同乗させて行き、二、三十分後に戻ってきた請求人の右手に血液が付着しているのを見たとするB男の供述を基本として、これを裏付けるA男の友人、知人など主要関係者の供述に依拠して、請求人が本件事件を行ったと認定できるか」（原決定16頁）と捉えた。

その上で、原決定は、「確定判決は、この証拠構造を前提として、主要関係者の供述内容に変遷及び食い違い、矛盾点はあるものの、それらは些細な点において認められるにすぎず、核心部分（本件事件発生当夜に請求人を本件事件現場である丁原団地までスカイラインに同乗させて行き、本件事件発生時刻後に身体、衣服等に血液を付着させた請求人を見、請求人から自己が本件事件を行った告白を聞いたという）は一貫しているというものである。そして、この核心部分の供述が犯人と請求人とを結び付ける決定的な証拠価値を有している。」（原決定16及び17頁）とし、さらに、「確定判決は、請求人と犯人との同一性を根拠付ける決定的な証拠価値を有する主要関係者の一貫した核心的供述として、次の点を挙げている。

- ア 請求人が本件事件発生時刻に近接した時刻に本件事件現場に接近し、
身体、衣服等に血液を付着させていた事実
- イ 請求人が被害者を特定させる事項も含む本件事件の具体的状況を A
男に対し告白している事実
- ウ 本件事件はその態様等から、精神異常者や薬物乱用者による偶発的、

突発的なものと認められるところ，請求人が犯人像から外れていない事実」

とする。

2 新証拠第1ないし第3類型により，確定判決が請求人を犯人と認定した根拠とされたA男ら関係者の供述の信用性が揺らいだこと

(1) 原決定は，本件請求における証拠の新規性につき，「確定判決後に得られた証拠のみに限定されるものではなく，確定判決時に存在はしていても，これを確定審に提出することが困難であったと認められるとともに，確定判決にその内容が実質的に反映されていない証拠であれば新規性が認められると解するのが相当」（原決定27頁）との立場から，本件請求に係る全ての証拠について，新規性を認めた（原決定27ないし29頁）。

(2) 原決定は，新証拠の明白性につき，①本件事件に本件事現場からは発見されていない第3の刃器が使用されたか否かに関する争点の新証拠を新証拠第1類型，②スカイラインのダッシュボードに対するルミノール反応検査で反応がなかったのは，同所に血液が付着していなかった可能性を示しているとする争点に関する新証拠を新証拠第2類型，③本件事の現場状況からうかがえる犯人像が請求人と外れるとする争点に関する新証拠を新証拠第3類型として分類（原決定20ないし22頁）した上で，「新証拠がそれ自体で確定判決の事実認定に合理的疑いを生じさせる程度の蓋然性を有するか否か（以下「新証拠の証明力」という。）と，確定審の審理が行われていた当時，新証拠が確定審に提出されていれば，確定判決の基礎となった証拠（以下「旧証拠」という。）とを総合して，確定判決の事実認定に至ったか否か，すなわち，確定審の事実認定に合理的疑いを生じさせたか否かを，段階的に検討して判断する」

（原決定29頁）として，それぞれ明白性を検討し，新証拠第1ないし第3類型のいずれについても，証明力が認められるとした（新証拠第1類型につき原決定30ないし34頁，新証拠第2類型につき原決定35

ないし39頁，新証拠第3類型につき原決定39ないし42頁）。

なお，原決定は，請求人が犯人であることを推認させる主要関係者の各公判供述等の信用性を弾劾とする証拠（再審請求審の過程で，検察官から開示された周辺関係者の捜査段階の供述調書）については，旧証拠における主要関係者の根幹部分についての各供述内容と新証拠における各供述調書とを比較対照して検討した結果，「新証拠として請求人が提出した各供述調書及び援用した検察官提出の各供述調書は，各公判供述と比較していずれも変遷が見られたり，矛盾があったりしているものであることは認められるものの，その供述経過あるいは供述の時期などを考えると，各供述の変遷の存在や矛盾によって，ただちに旧証拠である各公判供述の信用性を否定するほどの証明力を有するとはいえない。」（原決定42ないし43頁）とした。

3 新旧証拠を総合すると請求人が本件の犯人であるとする証拠はないと認められること

原決定は，「確定判決で犯人と請求人とを結び付けると認定された各事実に沿って，確定審までに取り調べられた旧証拠に，新証拠第1類型から同第3類型の各証拠及び請求審で新たに提出されたその他の請求人提出証拠並びに請求審で検察官から新たに提出された証拠のすべてを加えて，すなわち，新旧の証拠の全てを総合して確定判決と同一の認定が可能であるか否かを具体的に検討」し（原決定43ないし44頁），請求人に本件事件実行の機会があった点については，「請求人は被害者及び被害者方について知っていたと推認される。そして，請求人に本件事件発生当時のアリバイもないことなどの状況が存在することに照らすと，確定判決がいうとおり，請求人が犯人である可能性が裏付けられているといえる。」（原決定46頁）とし，また，請求人が本件事件発生後に，自己が本件事件の犯人であることをうかがわせる言動をし，身体，衣服等に血液を付着させているのを主要関係者に目撃されていて，請求人が犯人である可能性が裏付けられているという点については，「本件に直接の利害関係を有しない多

数の者が、請求人の身体、衣服等のおおむね符合する場所に血液が付着しているのを目撃している事実は、それが真実であることを示していると考えることができる。」（原決定47ないし48頁），「請求人が格別心理的強制もない状況で、自ら本件事件と請求人とを結び付ける言動をした事実は、請求人が犯人であることを強く推認させるものである。」（原決定49頁）などと認定しながら、その一方で、「新旧全証拠を総合すると、請求人と犯人とを結び付ける証拠となる客観的事実は一切存在しないということになる結果、確定判決の請求人が犯人であるとの認定には至らない蓋然性が高度に認められるといわざるを得ない。」（原決定51頁），「以上の事実は、確定判決において請求人が有罪とされた根拠であるA男、B男の各供述と、これを裏付けるN男、G男、H子及びJ子の各供述の信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実ということが出来る。この判断は、検察官が請求審において新たに提出した各証拠をつぶさに検討しても変わらない。他に、請求人が本件事件の犯人であることを示す証拠はなく、請求人が本件事件の犯人であると認めるには合理的な疑いが生じている。」（原決定51頁），「以上の検討結果を総合すると、本件再審請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を発見したときに該当する」として、再審の開始を決定した（原決定51頁）。

第2 請求人提出証拠の新規性に関する原決定の判断の誤り

1 原決定の判断の要旨

原決定は、確定判決時に存在していた証拠に新規性を認める要件として、「確定判決時に存在はしていても、これを確定審に提出することが困難であったと認められるとともに、確定判決にその内容が実質的に反映されていない証拠であれば新規性が認められると解するのが相当である。」（原決定27頁）とした上、第一審で検察官又は弁護人が証拠取調請求をしたが、後に撤回し、取り調べられなかった各証拠【F子の警察官調書（弁提13ないし15）、P〳男尋問調書（同35）等】についても、（確定前に裁判所において）実質的に判断資料とされたといえるか否か（未判断資

料性)によって判断すべきとして、その新規性を肯定した。

2 原決定の判断の誤り

これらの証拠に新規性を認めた原決定の判断には、以下のとおり、明らかに法令解釈の誤り及び高裁判例違反がある。

(1) 原決定には法令解釈の誤りがあること

そもそも再審制度は、三審制度の下で確定した判決の効力である形式的及び内容的確定力や一事不再理効を尊重しながらも、無辜の救済という観点からそれらの効力を例外的に破るために設けられた制度であると理解されるところ、他方で、判決後の事情変更がないのに、再審を認めると、四審制と化し、三審制度の健全な運用を確保できないことから、刑事訴訟法435条6号は、再審の要件として、証拠を「あらたに」発見したときと定め、証拠についての新規性を要求しているのであって、上記のような証拠に新規性を認めた原決定は、実質的に再審制度を四審制と化すに等しいものであるから、原決定の判断には、明らかに法令解釈の誤りがある。

(2) 原決定が高裁判例に反すること

確定審において、一方当事者が証拠請求した証拠について、却下又は撤回されるなどして証拠調べがなされなかった場合、「証拠をあらたに発見したとき」には当たらないとするのが、多数の高裁判例の示すところであり、異論は見られない(札幌高等裁判所昭和44年6月18日決定、同決定の異議審である札幌高等裁判所昭和46年7月16日決定、東京高等裁判所昭和46年7月27日決定、仙台高等裁判所平成元年3月8日決定)。

原決定は、確定審第一審において、検察官が証拠請求したが、弁護人が不同意としたため撤回した証拠や、弁護人が証拠請求したが、撤回した証拠について、新規性を認めている。

原決定は、明らかに高裁判例に反している。

第3 原決定が、新証拠第1ないし第3類型により、A男証言等の信用性に動

揺を来したとする判断の誤り

- 1 A男証言等の旧証拠がそれ自体十分信用でき、請求人が本件の犯人であることを優に認定しうるものであること

旧証拠の中心となる関係者の供述は、本件についての確定判決となった控訴審判決が詳細に判示するとおり、相互に支え合ってその信用性は極めて高いものである。

すなわち、一部に供述の変遷があるとされる点については、請求人が事件当夜A男を頼ってきたことからこれに関わることとなった関係者いずれもが、自らを頼ってきた請求人をいったん匿っておきながらその後その信頼を裏切って警察にその事実を告白する、あるいはその手助けをする後ろめたさとともに、相互の親密な関係など各人固有の事情から、自身はもちろんのこと、知人を本件の捜査に巻き込みたくない等のジレンマを抱える中で、徐々にではあるが、自らが知る限りにおいてその全容を供述するに至ったものである。供述の変遷があるとされるものについては、子細に検討すると、いずれもその理由が認められる上、その大半が、いったん供述を行った後には公判廷においてもその供述内容をほぼ維持しているものであって、供述経過から、その信用性が弾劾されるべきものはない。

これは、再審請求審の段階で新たに開示された供述調書によってより具体的となった各人の供述経過を加味しても同様であり、この点は、原決定も、前記のとおり、「新証拠として請求人が提出した各供述調書及び援用した検察官提出の各供述調書は、各公判供述と比較していずれも変遷が見られたり、矛盾があったりしているものであることは認められるものの、その供述経過あるいは供述の時期などを考えると、各供述の変遷の存在や矛盾によって、ただちに旧証拠である各公判供述の信用性を否定するほどの証明力を有するとはいえない。」（原決定42ないし43頁）としているものである。

また、関係者の供述する請求人の事件当夜の犯行後の行動は、①被害者方団地付近から当初は義兄を訪ねようとしたこと、②A男と出会う前に戊

田会事務所にいたG男に電話連絡してようやくA男と連絡を取り合うことができるに至ったこと、③A男の居場所が分からない請求人とB男のため出迎えにN男を赴かせたこと等、紆余曲折を経た複雑なものである上に関係する人物が多数で、その内容自体、それが架空の作り話であるとか、取調べに当たった警察官の誘導でなされたとかの評価をする余地はあり得ないものである。

原決定は、このような一連で一体性のある供述につき、B男の運転する車両で訪ねてきた請求人を当夜A男が匿ったとの限度で各人の供述の信用性を肯定しながら、請求人の身体ないし着衣に血痕様のものが付着していたのを目撃したとの供述部分ないし請求人が「殺してしまった」、「中学生だ」などと告白するのを聞いたとの供述部分に限ってその信用性を否定する。

しかし、このような分断的認定にそれ自体合理性がない上、A男がある程度の期間にわたって請求人を知人方に宿泊させたりしたことや、自らの刑を軽くしてもらいたいとの動機から本件当夜の請求人の行動を警察官にその後告げるに至ったこと等、A男の客観的行動について、かえってその説明が困難となるのであって、明らかに不合理な認定と言わざるを得ない。

例えば、原決定が確定判決に疑問を呈している被害者方から請求人の指紋が検出されていないなど物証を欠く点についても、指紋の付着は、皮脂や汗の状態、あるいは、客体の性状によって左右されることから、手指が触れば常に指紋が付着するものではなく、これを欠くことがA男証言等の信用性を揺るがすとは言えないもので（この点はあらためて後に詳述する。）、これらを総合すると、旧証拠は、極めて信用性が高く、請求人が本件の犯人であることを優に指し示すものである。

以下、これを前提に新証拠第1ないし第3類型の明白性について論じる。

2 新証拠第1類型（創傷鑑定関係）について

（1）原決定が新証拠第1類型に明白性を認めた理由の要旨

原決定は、新証拠第1類型の各証拠の内容について、「43創（深さ

3. 5センチメートル，創口の長さ2センチメートル）及び56創（深さ5センチメートル，創口の長さ2.1センチメートル）の各創の深さに対応する部分である本件包丁の刃先から3.5センチメートル及び同5センチメートルの各位置の刃幅は，曲がった包丁が2.4センチメートル及び2.8センチメートル並びに真っすぐな包丁が3.1センチメートル及び3.5センチメートルであり，いずれも創口の長さが本件包丁の刃幅より短いことが確認されているから，被害者方からは発見されていない第3の刃器が本件に使用されたと認められる。」（原決定31頁）とした上で，「法医学的には刃器による創口の長さは使用された刃器の刃幅と同じかこれより長くなるのが原則であることに照らすと，新証拠第1類型の各証拠によって，確定判決が判示した被害者に生じた刃器による創傷はすべて本件包丁のみで成傷可能であるという認定には動揺が生じているといわざるを得ない。」，「被害者の創傷について，検察官が主張する具体的状況を検討して判断しても，本件において，43創及び56創の創口の長さが特殊な事情によって例外的に本件包丁の刃幅よりも短く測定されたものとはたやすく認められず，その可能性を考慮しても本件包丁によって43創及び56創が形成可能であったとの確定判決の判断には合理的疑問があるといわざるを得ない。新証拠第1類型の各証拠は，石山鑑定等に照らしても，証明力が認められるというべきである。」（原決定33ないし34頁）とする。

（2）原決定め判断の誤り

そもそも，本件被害者に認められる刺創は36か所の多数に及び，ここで問題とされている刺創はそのうちのわずか2か所である上，43創は，右耳を中心とした刺創のグループ（合計4個）の一つであり，56創は，前胸部に存在する刺創のグループ（合計5個）の一つであって，これらのグループの創は，それぞれ同じ包丁で連続して刺突されたものとみるのが自然であり，その中の一つだけが第3刃器によって成傷されたとするのはいかにも不自然である。また，台所にあった2本の包丁が

犯行に使用されたことについては、これら2本に血痕の付着があることに加え、うち1本が折れ曲がって使用不能となった状態で被害者の遺体の側に放置されている事実から明らかであるが、仮に、予め第3刃器を自ら用意して持っていたならわざわざ台所に2本目の包丁を取りに行く必要はなく、包丁が折れ曲がって引き続き台所の包丁が使用された事実は、第3刃器が存在しなかった証左と言えるし、そもそも、被害者の刺突箇所が頭部、頸部、顔面と比較的狭い範囲に集中していることなどから、2本の包丁を使用すれば十分であり、あえて第3刃器を使用する必然性は乏しい。刺突部位や刺突態様のほか、台所の包丁2本が使用された犯行であることに照らすと、第3刃器が使用されたとの主張は憶測程度のものでしかないとみるのが相当である。

そして、一般的に創傷の深さについては、その正確な測定が困難であることに加え、計測された創傷の長さや刃物の形状と異なる場合があることは、一般論として、ドイツ法医学の文献においても「刃物の先端によって生じた損傷は、刃物が全刃幅の部位まで身体的に刺入することによって生じた損傷よりも短い創傷を形成するという点に注目しておかなければならない。」、「皮膚は多少とも収縮するが、皮膚割線に対して垂直に刺創が形成された場合には顕著に収縮する。したがって、その際に生ずる損傷は、刃物の刃幅に相当するよりも完全に短くなっているということが生じうる。」、「刺入口は、使用された凶器の刃幅よりも短いことが生じうる。その理由として、次のようなことが注目に値する。刺入口が皮膚割線に垂直に刺入したために、収縮が起こり、創傷部は小さくなってしまふ。」、「皮膚には決まった弾性があり、収縮してしまふので、刃物の刃幅と刺創の創口の長さとの間にははっきり決まった関係は存しない。」などとして紹介されているところである。

加えて、本件においては、石山鑑定によって、43創及び56創について、測定された創口の長さや刃幅の食い違いを説明しうる見解が示されているのに、原決定は、56創については、同鑑定が指摘する本屍右

腕がV字型のまま死体硬直していた事実や解剖台における計測に伴う位置変化が及ぼした影響等について、十分検討・考慮することなく、また、43創については、石山鑑定の指摘に対し何ら言及しないまま、同鑑定を排斥して「新証拠第1類型の各証拠は、石山鑑定等に照らしても、証明力が認められるというべきである。」としている。

以上のとおり、原決定の判断は、根拠のない独断であって、承服しがたい。

3 新証拠第2類型（ルミノール反応鑑定）について

(1) 原決定が新証拠第2類型に明白性を認めた理由の要旨

原決定は、新証拠第2類型の各証拠の内容について、「スカイラインのものと同種の素材のダッシュボードを用いて、A男が目撃したとされる血液量を前提に、確定判決が認定しているルミノール反応を妨げる要因を加えて押田が行ったルミノール反応検査実験の結果によると、唾を付けたティッシュペーパーなどによる拭き取り、車内清掃の際のフックスがけ、太陽光による成分の劣化等の生じる条件下でも、ルミノール反応が得られた。したがって、確定判決におけるルミノールが反応性を喪失する機序についての判断には合理性がない。」（原決定36頁）とした上で、「スカイラインの助手席ダッシュボードの下部にあるスピーカーカバーからも血痕が発見され、これについてはルミノール反応検査で反応が得られ、また被害者の血液ではないことが確認されていることに加え、新証拠第2類型によれば、押田が確定判決の認定したのと同様の清掃及び保存状態を設定してルミノール反応検査に反応が得られるかどうかの実験（以下「反応実験」という。）を行った結果、ダッシュボード付着血液にルミノール反応が得られることが確認されたことに鑑みると、確定判決が依拠するA男供述の、請求人が本件事件直後に乗車したスカイラインのダッシュボードに血液が付着していたとの事実の存在には合理的な疑いが生じているというべきである。」、「スカイラインの助手席ダッシュボードと同じような位置にあるスピーカーカバーから血

痕が発見され、これについてはルミノール反応検査で反応が得られ、また、被害者の血液ではないことが確認されていることと比較して、ダッシュボードの付着血液については、A男において容易に気付く程度の量の血液が付着していながら、反応が起こらないことを相当とする例外的な場合に該当することについての説明は容易には信用できず、その可能性を考慮してもダッシュボードに血液が付着していたことを前提とする確定判決の事実認定には疑問が生じているといわざるを得ない。」（原決定37ないし38頁）とする。

（2）原決定の判断の誤り

原決定は、スカイラインのダッシュボードの血痕とスピーカーカバーの血痕とが同じような位置にあるのに、前者だけがルミノール反応が起こらないことは不合理であるとするが、ダッシュボードの血痕は、A男が付着後まもなく唾を付けたティッシュペーパーで入念に拭いた事実に加え、9か月間、月に3、4回の割合でワックス掛けの清掃がなされ、血痕が脱落していた事実が明らかになっている。これに対し、スピーカーカバーの血痕は、血痕が付着してからそのまま放置されていたものであって、ダッシュボードの血痕とは条件を大きく異にしていることが明らかである。しかも、スカイラインのダッシュボードは、ルミノール反応に影響を与える太陽光の照射率がスピーカーカバーよりも大きく、この点でも条件を異にしている。

原決定は、ダッシュボードの血痕とスピーカーカバーの血痕が置かれていた条件の差異を看過したまま上記のような判断をしたものであって、それが誤りであることは明らかである。

次に、原決定は、押田実験の方がより信用できるとした理由中で、「スピーカーカバーから発見された血痕についてルミノール反応検査で反応が得られ」と判示している。しかしながら、スカイラインの検証調書（確定記録569丁）によれば、検証時、スピーカーカバーに血痕を視認したことから、立会人の確認、写真撮影後、ネジで取り付けたスピー

カーカバーを取り外し、その後において、車両内にルミノール試薬を噴霧してルミノール検査が行われたことが明らかで、スピーカーカバーについてはルミノール検査は行われておらず、ルミノール反応が確認された事実はない。すなわち、ルミノール反応検査は、試薬が対象物の鑑識資料としての価値を損なうため、視認できる対象物を別途保管してから、最後に、視認できない血痕の付着の有無を確認するために行われるものであって、本件当時もこのために前記のような措置がなされているのである。

さらに、原決定は、押田ルミノール実験は、確定判決の条件に沿ったものであるとし、それを前提として新証拠第2類型の証明力を判断しているが、押田鑑定が用いた実験方法の「表1.の条件」は、唾を付けたティッシュペーパーによる拭き取り後、3か月後においてダッシュボードの左右3列目の部分を乾燥タオルで1回、6か月後において同ボード左右4列目の部分を乾燥した新品タオルで1回各拭き、9か月間、実験用ダッシュボードを暗箱内に保管した上、ルミノール実験をしたというものである。これらが、確定判決の認定した本件車両にルミノール反応検査が実施されるまでの本件車両の使用・保管状況やその清掃状況とあまりに食い違っていることは明白である。他方、検察官の実験は、車内清掃の際のワックスがけの状況、太陽光の照射等の条件をより考慮してなされたものであり、これによれば、ルミノール反応が陰性であったと認められている。

かように、原決定が、各血痕の置かれた状況の違いや、押田鑑定において用いられた実験方法の問題点をことさら無視し、誤った事実認定を下に押田鑑定と検察官が行った実験の評価を行って、新証拠第2類型の証明力を判断し、その結果、判断を誤ったことは明らかである。

4 新証拠第3類型（犯人・犯行像鑑定）について

（1）原決定が新証拠第3類型に明白性を認めた理由の要旨

原決定は、「①犯人が本件事件現場である被害者方に、指紋及び足跡

等犯人特定に結び付つく痕跡を全く残していない事実は、冷静な状況把握能力及び犯行の計画性を示すものであり、到着前からシンナーの吸引を続けていた請求人の状況とは相容れない。②犯人は、第3の刃器をあらかじめ携えて被害者方を訪れ、これも使用して犯行に及んだ上、犯行後にはこれのみを被害者方から持ち出している可能性が高いことも、同様に冷静な判断力に基づいて行動していたものと考えられる。③犯人は、犯行実行中に血液が飛散するのを避けるため、被害者に隣室から持ち込んだこたつカバーや電気毛布カバーを被せたり、また、ドライヤーコードを利用して首吊り用の輪を作るなど、自己が犯人であることの発覚防止あるいは犯行の存在自体の隠匿を画策する高度の思考能力を一貫して維持していたことがうかがえる。」（原決定40頁）とした上、いずれも新証拠第3類型がそれを証明するものと評価し、「本件事件の犯行態様は、確定判決が認定している、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱の精神状態に陥っている者の行為ではなく、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められる。したがって、確定判決が認定した請求人の本件事件当時の人物像と大きく外れないとした犯人像、ひいては本件事件の態様には新証拠第3類型の各証拠によって疑問が生じ、これを維持できない蓋然性が生じているというべきである。」（原決定書42頁）とする。

（2）原決定の判断の誤り

① 犯行現場から請求人の指紋等が採取されなかった事実をもって冷静かつ計算された犯行と決めつけた点について

指紋については、原決定は、前記のとおり、「確定判決の認定した本件事件の態様等からは犯人を特定するに足りる指紋等の証拠が残されているのが自然と思われるのに、これらが一切採取されていない本件事件において、・・・」（原決定50頁）と指摘して、犯人（請求人）の指紋が採取されなかったことに疑問を呈する。しかしながら、本件現場からは合計76個の指紋が採取されているが、出入り

する者が当然触れるはずの玄関ノブからは、被害者の実母や本件犯行の直前に同室に出入りした被害者の知人の丑山己夫の指紋も採取されていない。特に実母は、帰宅して被害者を最初に発見した人物であり、直ちに110番通報して、その後は警察官が臨場したものであるから、通常であれば実母の指紋が玄関ノブに付着していてもおかしくないが採取されなかった。これは、玄関ノブの素材が指紋の付着し難い素材であったためと考えられる。また、本件凶器である包丁は、その柄が木製で古く表面が粗面体になって指紋が付着し難くになっており、同じく凶器である灰皿も、それに血が付着していたため指紋を採取することができなかったものである。したがって、いずれも犯人の指紋が採取されなくても不自然ではない。

また、犯行現場から採取された14個の足こん跡については、犯人がはだしでないかぎり、対照可能な隆線のある足紋は採取できないことに照らすと、犯人の足紋が検出できなかったことも不自然ではない。

したがって、犯人の指紋等が検出されなかったことをもって、原決定が、「新証拠第3類型の各証拠が指摘しているとおおり、本件事件の犯行態様は、確定判決が認定している、吸引したシンナーの影響によって心神耗弱の精神状態に陥っている者の行為ではなく、合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められる。」とするのは（原決定42頁）明らかに論理に飛躍があり、誤っている。

② 第3刃器の使用を前提として、本件犯行が冷静な判断力に基づいて行われたと決めつけた点について

原決定は、第3刃器が犯行に使用されたことを前提として、本件犯人像・犯行像を認定しているが、既に述べたとおり、第3凶器が持ち込まれ、それが使用されたとする形跡を見いだすことはできない。

本件犯行は、まず、ステレオ台の上に置かれていたガラス製灰皿で被害者の頭部等を殴打し、続いて、電気コードで被害者の頸部を絞め

付け、これを継続することによって、殺害の目的を達することは容易であったのにもかかわらず、台所の包丁2本を持ち出し使用していることから、本件犯行は、いわば激情にかられた場当たりの犯行であり、また、2本の包丁による刺創、切創等が多数存在し、滅多刺しの態様であることから、本件の犯行像は、突発的、偶発的犯行と認めるのが自然である。

原決定の判断は誤った事実認定に基づき、本件の犯行像、引いては犯人像を見誤ったものである。

③ 本件犯行が高度の思考能力を一貫して維持した犯行と決めつけた点について

原決定は、本件犯行が高度の思考能力の下になされた犯行の証左として、犯人が包丁で刺突するに際して、返り血を浴びるのを防ぐため、予めコタツカバーを被害者に被せて刺突したとする。

しかしながら、被害者の左頸部40創を刺突して総頸動脈の破綻により返り血を浴びたことを契機として、コタツカバーを被せて滅多刺しをしたと見るのが合理的であり、はじめからコタツカバーを被害者に被せて刺突したとは認められない法医学の見解が存するほか、自殺偽装目的で電気ドライヤーコードをふんわり結びにして鴨居に吊したとする点についても、具体的な根拠のない推論の1つにすぎず、その一方で、シンナー遊びのためのものであるとの推論もなし得るのであって、いずれにせよ、犯人像の認定に供するには適しない。

原決定の上記判断は、このような具体的根拠のない推論を重ねた結果であり、憶測の域を出ない。

(3) 小括

新証拠第3類型は、いわゆる「犯行像ないし犯人の人物像」に関するものであるが、単なる憶測にすぎず裁判の根拠としての価値はないものであって、A男証言等を動揺させるものたり得ない。

第4 新旧証拠総合評価により請求人が本件犯人であると認めるには合理的な疑いが生じていると判断した誤り

1 原決定の判断の要旨

原決定は、(1)「請求人に本件事件実行の機会があったこと」に関しては、「請求人が被害者方を訪れることは可能であったということができるとしても、このことは、本件事件発生当夜、請求人が現実被害者方に立ち入った人物であることを示すものとはいえない。」(原決定47頁)とし、また、(2)「主要関係者が、請求人の身体、衣服等に血液が付着しているのを目撃した状況」に関しては、「新証拠第2類型の反応実験の結果により生じた、A男の目撃供述についての信用性への疑問を考慮すると、A男及びこれと親しい関係にあるN男、G男、H子及びJ子の血液目撃供述の信用性にも改めて疑問が生じているといわざるを得ない。確定判決もその可能性を認めているとおり、ダッシュボードに血液付着はなかったと認める余地を否定できない上、請求人に付着している血液の主要関係者の目撃状況についての各供述は、細かく検討すればあいまいな点や相反する部分が認められる。加えて、A男の供述によれば、請求人が着用していた血液が付着した衣服は、存在するはずであるのに発見されていないことを考慮すると、A男の供述の信用性はまことに脆弱なものといわざるを得ない。」(原決定48ないし49頁)とし、また(3)「請求人がB男、A男及びC男に本件事件について告白等犯人でなければ不自然な言動をしている状況の存在」に関しては、「請求人からの電話によって、C男が聞いたその文言自体は、犯行事実を直接告白しているものではなく、第一審判決が指摘するように、一義的な解釈しか許さないものとはいえず、C男がこれを聞いたのが請求人の精神科病院に入院していた時期と重なっていたり、その近い時期であったこともあるという点を考えると、これらの言動をもって直ちに請求人が本件事件の犯人であることを告白したと評価することはできない。請求人の告白を聞いたとするA男及びB男の各供述の信用性についての問題点は、これまで両名の各供述の信用性について第一審判

決及び確定判決でそれぞれ指摘されているのと同様である。」（原決定45頁）とし、最後に、（4）「本件事件現場からは請求人が本件事件に関与した事実を示す指紋などの客観的証拠は一切発見されなかった。そして、新証拠第1類型及び同第3類型の各証拠によれば、被害者の受けた刃器による創傷の一部が本件事件現場に残された本件包丁では生じないものである蓋然性がある上、本件事件現場の状況は、確定判決が認定する、シンナー乱用により幻覚妄想状態にあった請求人による、被害者からシンナー遊びを断られたことから発生したいさかきを契機とする、偶発的な激情型の犯行とする犯人像と著しくかけ離れたものである蓋然性が認められた。」

（原決定50頁）、「以上の次第で、新旧全証拠を総合すると、請求人と犯人とを結び付ける根拠となる客観的事実は一切存在しないということになる結果、確定判決の請求人が犯人であるとの認定には至らない蓋然性が高度に認められるといわざるを得ない。」、請求人が本件事件の犯人であると認めるには合理的な疑いが生じている。」（原決定51頁）と断じたものである。

2 原決定の判断の誤り

（1）請求人に本件犯行の実行の機会があったことを認めながら、請求人が現実に被害者方に立ち入った人物とはいえないとした点について

原決定は、請求人が事件当夜被害者方付近にいた事実を認めながら、請求人が被害者方に立ち入ったとまで判断することはできないと判示する。しかしながら、請求人が事件当夜被害者方付近にいた事実と関連する事実として、以下の事実を認めることができる。

① 犯行場所・犯行時刻との一致事件

当夜請求人がいた被害者方付近は、被害者が居住する団地の西側道路であり、被害者宅とは数十メートルであった。また、請求人が事件当夜被害者方付近にいた時刻は、午後9時20分ころであり、本件犯行時刻は、午後9時30分ころであるから、請求人が被害者方付近にいた時刻と犯行時刻も一致している。

② 被害者と請求人に接点が存すること

原決定は、請求人が被害者及び被害者方を知っていたと推認されるとするにとどまるが、請求人も被害者もシンナー常用者であり、請求人が本件当夜 B 男を誘った際、「豊岡の方にいいところがある」、「知ってるところある」、「かわいい女のところや」と申し向けていることから、請求人は知人の女性方でシンナー遊びをするために、被害者方付近に赴いたもので、その女性が被害者である蓋然性が高い上に、他の女性が仮に存在するのであれば、請求人において容易にその疎明が可能であるのにそれを行っていない。

③ 請求人が犯行を告白した A 男、B 男等への言動

請求人は、B 男に対し、「あの女馬鹿野郎」「逆らうで悪いんや」「中学生の女を殺した」と犯行を告白し、また、A 男に対しても「殺してもうた」「この前の女の子を殺した」「女の子が包丁を突き付けて帰れと言った。それでカーとなってそばにあった灰皿で頭を叩いてからは訳が分からなくなった」と犯行を告白した。

④ 自己が犯人でなければ説明がつかない C 男に対する言動

請求人は、犯行後、入院先から友人の C 男に 3 回にわたり電話をかけ、同人との間で本件事件が話題になった際、同人に対し、「事件で犯人が挙がると何年位刑をつとめなければいけないのか」、(C 男から 7、8 年くらいいくんじゃないかと言われて)「逃げたい。俺は逃げるわ。」などと言い、また、「精神異常者の犯行なら罪にならないんじゃないか」、「このまま俺がアホだったら警察に疑われなくて済むんじゃないか」、「あの殺人事件はどうなったんだ」、「ああいう事件は本当はなかったんじゃないのか。空想の事件じゃないか」などと自己が犯人でなければ説明がつかない言動をした。

なお、C 男は、請求人の中学の後輩であり、請求人と親しくしていた者であるが、本件事件とは無関係の人物である。

⑤ 請求人の身体、衣類等への血痕付着

請求人は、B男のスカイラインを降車後、20～30分後に戻って来たが、息が荒く、手の甲には濡れた血が付いていた、その後、短時間のうちに、N男、A男、H子ら本件関係者は、請求人の着衣に血が付いているのを目撃した。

請求人が事件当夜被害者方付近にいた事実に加え、上記①ないし⑤の事実を総合すると、請求人が被害者方に立ち入り、本件犯行に及んだことは優に認定可能である。原決定の上記判断は、ことさらに関連する間接事実の存在を無視して行われた恣意的なものであり、また、経験則にも違反する。

(2) 新旧総合評価における原決定の認定手法について

原決定は、新旧証拠の総合評価に当たり、B男、A男供述について、本件当夜、請求人を本件被害者方付近から連れ帰って匿ったとする部分と請求人の身体・着衣への血痕付着を目撃し、また、請求人が本件犯行を告白するのを聞いたとする部分とをあえて切り離し、前者については、その信用性を一定程度認めつつ、後者についてはその信用性を排斥するという分断的評価を行っている。

上記のとおり、このような分断的認定にはそれ自体に合理性がない上、A男がある程度の期間にわたって請求人を知人方に宿泊させたりしたことや、自らの刑を軽くしてもらいたいとの動機から本件当夜の請求人の行動を警察官にその後告げるに至ったこと等、A男の客観的行動について、かえってその説明が困難となる。

この点、原決定は供述の信用性評価について認定手法を誤り、その結果、経験則に反する判断を行ったというほかない。

(3) 血痕の未検出を理由に目撃供述の信用性を否定した点について

原決定は、B男運転車両からの被害者血痕の未検出及び請求人の衣類が未発見であることを理由にB男、A男やその他関係者の血痕目撃供述の信用性を否定するが、車両への血痕付着については、そもそも犯人の詳細な自白がない以上、身体の中のどの部分に返り血を浴びたのか不明である

上、手のひらには血痕が付着しなかった、血痕が付着していない方の手でドアの開閉を行った、血痕が付着した手を拭ったなど、血痕が車両内に遺留されない種々の理由が考えられ、必ず車両内に血痕が遺留されるという関係にはないのであるから、このような判断は、論理に飛躍があつて経験則に違反するものである。

なお、A男が保管したトレーナーの未発見については、確定判決が指摘するとおり、それを預かったけん銃とともに地中に隠したとするA男の供述が虚偽であると断じられるものではない。

- (4) 血痕が付着している請求人の姿を人前にさらしたのが不自然であるとする点について

深夜から早朝にかけてのできごとである上、B男、A男らは請求人の仲間であり、格別不自然というほどのものではない。

原決定の判断には合理性がなく、経験則に反する。

- (5) 請求人が本件事件発生後にC男に対して行った言動を、犯行を告白したものとは評価できないとした点について

C男に対する告白をどのように評価するかは、本来その言動そのものやそれがなされた状況に基づいてなされるべきであつて、これらC男供述を巡る状況についてなんら新たな証拠が顕出されていないのに、その評価を変えることは、確定判決の心証形成への不当な介入というほかない。

- (6) 毛髪鑑定について新たな判断をした点について

原決定は、「犯行現場から採取された毛髪鑑定の結果について、鑑定結果が分かれており、採取された99本中の2本につき、請求人の毛髪と一致するという佐藤鑑定とこれを否定する木村鑑定とが存在するところ、確定判決は、当時の毛髪鑑定の技術レベルからするとそのいずれが正しいかは判断できないとしながら、一致する鑑定結果が正しいのであれば、請求人と本件事件現場とを結び付ける極めて有力かつ重要な状況証拠となると判示するとともに、これを否定した鑑定を前提としても、

それは本件事件現場に請求人がいたことを直接裏付ける物証がないことを意味するにとどまる（確定判決102丁）としている。しかしながら、既述のとおり、確定判決の認定した本件事件の態様等からは犯人を特定するに足りる指紋等の証拠が残されているのが自然と思われるのに、これらが一切採取されていない本件事件において、ほとんど唯一の客観的資料である毛髪鑑定について、正反対の結論に至っている鑑定結果のいずれが信用しうるか判断できないとしながら、一方の、同一性を肯定した鑑定結果を、請求人と犯行現場とを結び付ける重要な状況証拠とすることには大きな疑問があるといわざるを得ず、毛髪鑑定結果によっても請求人が本件事件現場にいた事実が裏付けられていないという意味で重要な役割を果たすものと解するべきである。」（原決定50頁）とする。

これは、確定判決が有罪認定の証拠として証拠の標目にも掲げていない証拠を取り上げ、これについてなんらの新たな証拠が顕出されている訳でもないのに、確定判決の判示を曲解して、犯人のものであるとも、そうでないとも認定し得ないとされた証拠が存することが格別の意味を有するかのごとき不当な判断を示したというほかない。

（7）小括

原決定が新旧証拠の総合評価に際して示した上記判断は、判断手法を誤り、または経験則に反して、不当に旧証拠の証拠価値を論難し過小評価する一方で、新証拠とされるものの証拠価値を過大に評価し、その結果として、「新旧全証拠を総合すると、請求人と犯人とを結びつける根拠となる客観的事実は一切存在しないということになる結果、確定判決の請求人が犯人であるとの認定には至らない蓋然性が高度に認められると言わざるを得ない。」などとする誤った判断に至ったというほかない。

第5 結語

以上のとおり、原決定は、請求人提出証拠の一部には新規性のない証拠が含まれるのに、その全部についてこれを認め、また、新規性があるものについても明白性がないことが明らかであるにもかかわらず、合理的な根

拠がないまま恣意的な判断を行い、また、確定判決の心証形成に不当に介入して再審請求審を事実上の四審制とするに等しい判断をするなど数々の誤りを犯した結果、その明白性を認めて再審開始決定をしたものであって、その決定は明らかに失当であるから、原決定を取り消し、請求人らの再審請求を棄却する決定を求めるため本件異議申立に及んだ次第である。

おって、補充書を提出する。